

県南広域振興局長告示第76号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定により、指定一般相談支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年4月12日

県南広域振興局長 遠藤達雄

1 地域移行支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0330500018	指定相談支援事業所地域生活支援センターしおん	花巻市石鳥谷町中寺林第12地割54番地7	社会福祉法人光林会	平成25年4月1日
0330500034	こぶし相談室	花巻市上根子字新田100番地	社会福祉法人花巻ふれあいの里福祉会	〃
0330500042	相談支援事業所「しょうふう」	花巻市石鳥谷町中寺林第7地割46番地3	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	〃

2 地域定着支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0330500018	指定相談支援事業所地域生活支援センターしおん	花巻市石鳥谷町中寺林第12地割54番地7	社会福祉法人光林会	平成25年4月1日
0330500034	こぶし相談室	花巻市上根子字新田100番地	社会福祉法人花巻ふれあいの里福祉会	〃
0330500042	相談支援事業所「しょうふう」	花巻市石鳥谷町中寺林第7地割46番地3	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団	〃